

札幌市災害時基幹病院等連絡協議会設置運営要綱

平成8年9月6日

(衛生局長決裁)

(平成9年4月1日改正)

(平成10年4月1日改正)

札幌市災害時基幹病院連絡協議会（以下「協議会」という。）は、札幌市災害時基幹病院制度実施要綱第9条の規定に基づき設置し、下記のとおり札幌市災害時基幹病院等連絡協議会設置運営要綱（以下「要綱」という。）を定める。

記

（目的）

第1条 この協議会は、札幌市災害時基幹病院（以下「基幹病院」という。）の運営に関し必要な事項を協議し、基幹病院と関係機関との情報交換及び連携強化を図ることを目的とする。

（組織）

第2条 この協議会は、基幹病院、社団法人札幌市医師会、札幌市その他の関係者をもつて構成する。

（役員）

第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、構成員の互選により選出する。

2 会長は会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第4条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の役員再任は妨げない。

（協議会の開催）

第5条 協議会は、会長が招集しその議長となる。

2 協議会には、会長が適当と認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、札幌市保健福祉局保健衛生部医療調整課において行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

(附則)

この要綱は、平成 8 年 9 月 6 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。